

7

被災後の医療



神戸市立西市民病院

1 医療機関の被害

地震により瞬間的に生じた建造物の倒壊等によって死傷者が被災地全域にわたり同時に多発し、その一方で医療機関、医療関係者のり災、交通・情報の途絶など救急医療活動の阻害要因が複合発生し、混乱に拍車をかける結果となった。

神戸市立中央市民病院は、人工島への橋の破壊で陸の孤島と化し、その上停電、コンピュータも使用できず、病院機能を失ってしまった。

神戸市立西市民病院も坐屈破壊され、患者の救出、転送で救急医療どころではなかった。

神戸市は仮設診療所6ヶ所を設置し、その救急医療に対応したが、十分とはいえず民間診療所が大きな役割を果たした。多大な被害を受けた診療所も多く、医者、看護婦等医療スタッフも被災者であり、救急医療の対応は非常に厳しいものがあつた。

2 生 死

この度の震災では、倒壊建物から救出された人々のうち、即死状態が75%、残り25%の約半数が処置対象者であつた。

生存者を救出するタイムリミットは48時間といわれる。特に、この度のような寒冷時期に高齢者の被災が多い場合、その時間はさらに短縮されよう。しかし、3日以後にも2,000人を超える生存者の確認がされた。

また、震災関連死亡者も多く、神戸市におけるその数は、500人を超えている。震災関連疾患は避難所との関係が強く、高齢者の寒さにおける呼吸器疾患が多かつた。それは、直接被災の大きさ、そして高齢者、病弱者、低所得者に比

1 医療機関の被害

2 生 死

3 救急医療

4 救護対策

5 心のケア

6 医療福祉対策

例するといわれる。

3 救急医療

震災直後は、情報不足、交通渋滞等で消防隊、自衛隊は来れず、住民同士の助けあいが必要であった。

医療救護員延べ約75,000人（1/22～4/30）を動員しての救急医療活動がなされたが、次々と運ばれてくる高齢者等については肺炎の陰影さえなければ、避難所に帰ってもらおうという、過酷な状態が続いた。1月という寒冷の時期に暖房のない公園のテントや学校の教室に高齢者が何日も避難していたのである。

ここでも高齢者や障害者は弱者であった。避難所までたどりつけた人や、いずれかのネットワークに組み込まれた人達はまだ良い方であった。都市型といわれる今回の震災では、人と人との交流が少ない孤立化した弱者にとって一番厳しいものとなった。

4 救護対策

神戸市立中央市民病院は、1月18日に第二次（第一次救急は地域の医療）救急患者の受け入れを決定されたが、その情報が他の病院や救急隊へ十分に伝わらず、また、重傷者の被災地外への転送や情報の管理も不十分であった。

医療機関の診療情報を一般市民へ広報できたのは震災9日後の1月26日であった。

救急対策として、都道府県レベルを越えた自治体相互の災害対策の確立、緊急時に対応可能な医療機関の情報ネットワーク、通信ホットラインの構築、拠点病院の整備、更には行政の要請主義の抜本的な見直しが必要である。

5 心のケア

地震による直接的なショック。家族、家、財産、仕事を失ったこと、避難所生活等で私的空間を奪われたことによるストレス。大阪など近隣都市には何事もなかったような日常がある。なぜ自分達だけがという思い。生きるために必死であった時期から、一段落した後に起きる将来への不安など、精神的な負担は大きく、特に子供の心に残ったキズは深い。

ストレス、それは心の憂い、無力感、虚無感、頭痛、めまい、吐き気など体の不調となって現れ、不眠、悪夢、幼児への退行（赤ちゃんがえり）などの症状も出ている。

各自治体でも心のケアの重要性を考慮し、神戸市では6ヶ所の保健所でこれに対応した。他市でも精神科救護所が置かれ、その利用者は多い。

6 医療福祉対策

医療施設も多大な損害を受けた今回の地震。その対策としてハード面では建物の耐震性の向上、自家発電装置、十分な貯水設備、機器の固定などがあげられている。しかし、民間医療施設にはその資金はなく、災害復旧補助も民間病院には薄いと聞く。

そのうえ、各病院では医療スタッフの確保のため、スタッフ用宿舎の準備の必要性もあると言われている。

更に、地域内に救急用品の設置、自衛隊・レスキュー隊の早期投入、ヘリコプター等での転送手段の確保、病院と福祉施設等の日常的な連携なども今後の重要な課題である。

兵庫県南部地震

医療現場を見る

「原稿は、社説に載つた大體、無効と見なされ、その時は、最善の條件を得た。大體、二、三の病院、出版社等と、幾かの雑誌編輯者と、新聞の編輯で使つた。本不居レントの寫眞の用意もなない。雑誌の對の雑誌を賣つた。矢張り、そのスタンプ、編輯者の編輯の修正もなない。その費用があまりあつた。事業に、本不居レントを賣つた。その間は、編輯の間に、社説に載つてゐる。

[illegible]

命救元人海戰術



玄關ホールで店員の手を握る患者＝20日午前9時半、神

[illegible]

もろかったハイテク病院

機器動かす 医師のいらだち頂点

[illegible]

県血液センターは
平常の2倍分確保

全国への協力要請続行

[illegible]

開発一辺倒のツケ集中

六甲は地震の産物

研究者「1000年分の蓄積放出」

[illegible]

被害犠牲、4割が高齢者

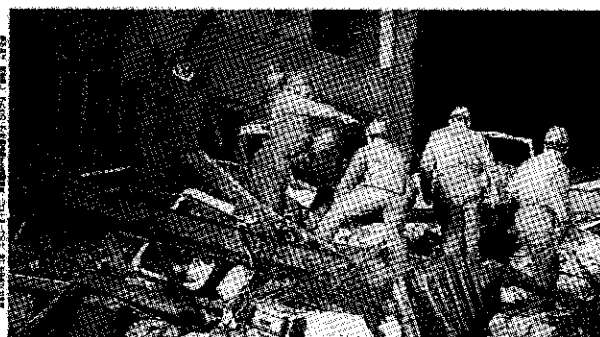
[illegible]

市道に倒壊した、幹線高速道路＝17日午後、神奈川東横地区深江本町

地下鉄の
柱も被害

[illegible]

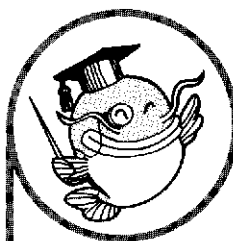
急げ！命、時間と競争

[illegible]

體 驗 談

避難所で学校備え付けのわずかな薬・
包帯で手当をしていたが勿論十分なことはできない。

1月17日午後11時を過ぎた頃、自衛隊の医療班・看護婦数名が到着。テキパキと処置をされた。重傷患者・重病人は車で病院へ転送されたが、家族の同行は許されず（車両が少ないので乗車は患者のみ）、家族の方もどこの病院に入院したのか分からず不安の極みであった。



防災の心得

矢

- ## ① 応急処置用の医薬品の常備

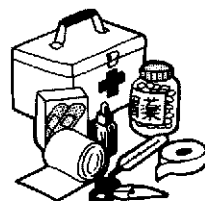
(消毒液・

包帶・鎮痛

劑・風邪藥・

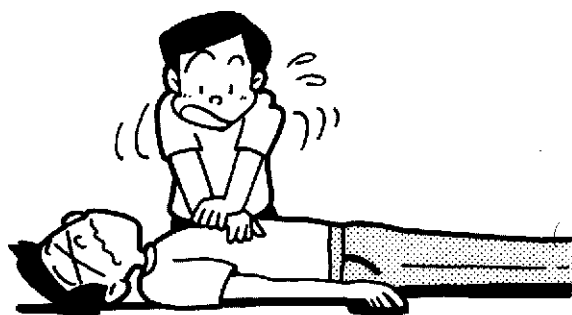
湿布藥・生理

用品等)



- ② 人工呼吸・心肺蘇生等応急手当の知識や技術の習得。

- ③ 日頃から隣近所の人とのコミュニケーションを取っておく。



1995年(平成7年)2月8日

水 環 目

笑市

Figure 1

新

12

(第 3 期)

現地調査による震度7の分析



望まれる速報

判定調査が

大 地 震 被害 調査

【東京】（朝日）の調査によれば、東日本大震災の被害は、死者が約二万七千人、行方不明者が約一万人、負傷者が約三万七千人、家屋倒壊が約三十三万戸、家屋半壊が約八十九万戸、家屋被害が約一二二万戸に達している。また、死者の約八割は、津波による犠牲者であることがわかった。津波の被害は、死者の約八割、行方不明者の約九割、負傷者の約七割、家屋被害の約九割に達している。津波の被害は、死者の約八割、行方不明者の約九割、負傷者の約七割、家屋被害の約九割に達している。

【東京】（朝日）の調査によれば、東日本大震災の被害は、死者が約二万七千人、行方不明者が約一万人、負傷者が約三万七千人、家屋倒壊が約三十三万戸、家屋半壊が約八十九万戸、家屋被害が約一二二万戸に達している。また、死者の約八割は、津波による犠牲者であることがわかった。津波の被害は、死者の約八割、行方不明者の約九割、負傷者の約七割、家屋被害の約九割に達している。

【東京】（朝日）の調査によれば、東日本大震災の被害は、死者が約二万七千人、行方不明者が約一万人、負傷者が約三万七千人、家屋倒壊が約三十三万戸、家屋半壊が約八十九万戸、家屋被害が約一二二万戸に達している。また、死者の約八割は、津波による犠牲者であることがわかった。津波の被害は、死者の約八割、行方不明者の約九割、負傷者の約七割、家屋被害の約九割に達している。

ホームドクター活動ストップ

仮設診療所設置へ

在宅療養者にも吉報

[illegible]

兵庫県、倒壊医院対策急ぐ

8

避難所の生活



1 避難所

被災者は震災直後より自治体が災害の場合の避難場所として指定してあった避難所に集まったが、その指定場所が分らない人も多く、近くの公共施設（役所、学校、公園、公民館等）にもたくさんの人達が避難した。

不幸にも亡くなられた方のご遺体も安置する場所がなく避難所に運ばれた。

避難所として指定されていた公共施設の多くは学校であったので、避難を始めた直後は、学校の管理者である先生もまだ到着されておらず、混乱の中で付近の自治会の役員等が窓口となって被災者の世話をした。

先生自身も被災者であるにも拘らず、遠方より駆けつけ、ほとんど徹夜の状態での避難者の対応に追われた。

学校の施設そのものが避難所として指定されていただけで、水や食料、毛布の備えや、本来の学校の設備以外で、避難所としての準備は皆無であった。

体力のある人達や学校の近辺の人達が、いち早く避難所に到着し、その状況を見ておとしよりや弱者がやっとたどり着いたころには、教室や体育館には入りきれず、やむなく廊下のコンクリートの床に持参した毛布や布団を敷いて過ごした。

トイレにも限りがあり、風呂もないので高齢者や障害者だけではなく、元気であった人も体調を崩してつらい生活を余儀なくされた。

火災防止のため、石油ストーブ等の使用が禁止されたので、寒さ対策ができずに、避難所の中で風邪が流行したこともあった。

- 1 避難所
- 2 避難所の食事
- 3 プライバシー
- 4 テント村
- 5 待機所

2 避難所の食事

当初、食料はすべて避難所で調達し、それはパンとおにぎり等であったが、それも2～3日後からは冷たくて食べれないと苦情が出た。

避難所がどこの地域にあるかで、その食事等の内容についての格差があった。

例えば、被災者が多数いる大規模な避難所とか、道路事情のよいところや、報道機関が毎日のように報道する避難所では、救援物資もあり、それ以外の避難所では常時、物が不足したり片寄ったりして、不公平な状況が続いた。

自治体では、避難所にいる人数が正確に把握できず、また避難所以外に居住している人達も自分で食事の準備ができないため、持ち帰る食事を避難所で受取ったので、その準備や調達に混乱した。

避難所単位で簡易な調理場ができた後は、炊事当番を決めて従事した。

3 プライバシー

学校の教室や体育館、公民館の施設を利用したので、床に毛布や布団を敷いてのゴロ寝であったが、それぞれに割当てられた場所は、布団一枚程度のスペースとなり、プライバシーの確保は全くできなかった。

その後に段ボールで作った高さ1メートル程の間仕切りが考案されて、各所帯毎に区分されることとなった避難所もあったが、寝ている間は他人の目はなんとか防げたが、立って着替えをすることもできなかった。

体育館等の大きな部屋を使用した場所での

照明は、細かくコントロールすることができなかったり、生活のリズムが違うことによる睡眠不足の状態が続いた。

4 テント村

避難所や、後日できた仮設住宅等では日頃の生活や通勤、通院に不便だということで、それらの施設には入らずに、近くの公園や空地にテントを張って、その中で生活をする者もあり、これがテント村と呼ばれ300人近くが一つの公園で生活したところや、自治会組織ができたところもあった。

テント生活者は、寒さや雨の日、夏の暑さに苦労した。

5 待機所

神戸市は、平成7年8月に避難所にいる被災者に対し、二学期からの授業への影響を避けるため、平成7年8月20日に避難所を解消し、行き場のない被災者の暫定的な生活の場として設置する市内12ヶ所の待機所への移動を求めた。

これは、神戸市が独自に運営する施設で、炊事場を用意するが食事は出さないというもので避難所を出ても行き場のない人達や、仮設住宅には色々な理由で移りたくない人達が、次に住むところが決まるまでの、仮の場所という説明であったが、避難所にいる被災者を切り捨てるのではないかと心配する者もいた。

平成7年9月29日現在、2,241人が待機所にとどまっている。(読売新聞9月29日)

体験談

「避難所での生活」

阪神西灘駅、阪神高速道路、国道43号線の陸橋もことごとく壊滅した、すさまじい被害地域で事務所も住居も全壊。

正に震災のその時、私は87才の老父を一人残して東京に居た。羽田から伊丹空港へ、あとは何とかタクシーで避難所に辿り着いたのは18日午前3時頃。暗闇に眼を凝らすと、エントランス、廊下、階段、各教室、体育館は毛布や布団、防寒具を被って横たわる人々で埋まり、校庭には何十台も車両が置かれ、あちこちで、顔や手にけがをした人達が、寒さと余震に震えながら焚火を囲んで、不安げに建物を見上げていた。

避難所は先着順に場所が占拠され、後から来る人は肩身の狭い思いをした。声の大きい人と、口うるさい人が主導権を握るのは非常時も常も変わりなし。すぐに学校側との話し合いで各教室毎に世話を決め、水汲み、掃除、病人の世話、後に救援物資の搬入、分配、毎日の食事の世話、炊出し等、意外に困る程の混乱もなくスムーズに行われた。

命が助かったことのありがたさに皆が心からの喜びを感じていたからにほかならない。

布団一枚のスペースで枕元に身の廻り品を置き、老若男女入り混じってプライバシーのかけらすらなく、避難所生活が一ヶ月、二ヶ月と長びいてくると、人々の不安、焦り、怒りは陰日、けんか、病

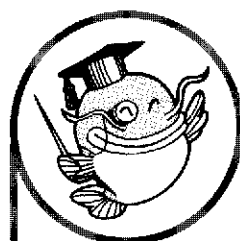
気となって具体化した。

行政の対応の悪さはどんな時も確かなもの。

被災者達は避難所生活をしながら、自らボランティアとなって弱者救済に走り廻った。

救援物資の貰えない死角にいる被災者達を探して、避難所の世話と並行して、手押し車に水や食糧を山盛りに、瓦れきの道に行く。こんな所にもと思う場所やテントの中から人々が三々五々現れ、本当に嬉しげに受取って行く。私も三ヶ月の避難所生活中、三回程約4～500食の炊出しを個人的に行ったが、炊きたての温かいシチューを何度もお替わりする人々の目の輝きを今も忘れはしない。

あれから一年四ヶ月余り。個人ベースの復興は、国の援助も法律の手当も薄く、遅々として進まない。にもかかわらず、既に過去のものとして忘れ去られようとしている。



防災の心得

避難所

避難所の場所を明確に

- ① 我が家の防災マニュアルを作る。
- ② 消火器の使い方をマスターしておく。
- ③ 避難先は体育館等床が冷えるので毛布を持参。

9

ボランティアの活動



1 救援活動

地震直後の1月19日に早々とスイス災害救助隊の捜索犬12頭が到着、ただちに出動した結果、初日に5人の遺体を発見して、その対応の速さに感心させられた。

全国各地から救援物資が多数寄せられたが各自治体では人手不足のために、物資の仕分け、運搬手段に苦慮し、神戸市では避難所の元気な人に搬送の協力を呼び掛けていたがその後、全国から、学生を中心とした若者達が様々なかたちでボランティアに参加するようになり、まずは各人ができることから始めようと、中高生が生活用の水汲みの手伝いに参加したり、自治体や、街頭、避難所等で自分にあつた、様々な活動が行われることとなり、それまで余り知られていなかったボランティア活動を経験することとなった。

体力のない年寄りに代わって壊れた家屋の下から家財や、衣類、生活用品を取り出して整理するのを手伝う者や、瓦れきのあと片付けをする者、引っ越しを手伝う者、避難所で受付や清掃の管理運営に従事する者、子供達の勉強や、遊び相手になる者等、被災者の生活のあらゆるところのボランティアによる救援活動が行われた。

医療関係者は各病院、避難所、救護所だけではなく医師、看護婦がのぼりを立てて街頭を巡回し、在宅老人や、乳幼児をもつ親の相談にあたつた。

被災者が少しでも、心の安らぐ時間や、精神的な余裕をもってほしいと、芸能、音楽や文化、宗教関係者らの歌謡ショー、音楽会、講演会、舞踊団の来訪や映画上映等の慰問活動も相次いだ。

海外からも多数のボランティアが来日し、さまざまな活動を行った。

- 1 救援活動
- 2 炊き出し
- 3 情報伝達
- 4 企業ボランティア
- 5 ボランティアの組織づくり

2 炊き出し

公園、空地、道路、避難所で個人、グループ、地方自治体、企業、団体が炊き出しを行ない、被災者に温い食事や飲み物等の提供をした。

3 情報伝達

交通渋滞等で思うように連絡のつきにくい避難所間、救援物資の仕分け場所等の連絡はバイクにより情報連絡を行ったり、他都市からの救援物資の輸送車両に地元の人が添乗し、倒壊建物や、その撤去で刻々と変化する道路の道案内をした。

日本語の分からない外国人が多く居住している地域では、通訳や翻訳のサービス、ミニ放送局を開設して、母国語での安否の確認、情報提供を行った。

広報紙の配付や、掲示の手伝いは勿論のこと、避難所や地域単位の生活に密着した話題や、ニュースを掲載した手作りの情報紙を作成して配付、避難所や地域の状況を広報した。

4 企業ボランティア

各企業、団体が自社製品の無料提供、用役の提供等を行った。

サラリーマンも勤務先の許可を得て休暇をとりボランティア活動に参加した。

5 ボランティアの組織づくり

当初は各地にボランティア協会等の組織があったが、メンバーだけではとても人手が足りないので、広く一般に参加を呼び掛けたが、自然派生的に学生達を中心とした若者がグループをつくり活動した。

誰からも指示を受けず自主的に参加をした人達も多く、その中からリーダーが生まれて、自治体や避難所の世話役等と相談しながら各分担を決めていった。

震災から600日を経過した今でも、仮設住宅の独居老人を訪問し続けている主婦のボランティアグループもある。

1985年(昭和60)2月2日 水曜日

個人、団体、企業ひろがる輪

阪神大震災 がんばる草の根救援隊

万単位で被災地へ 行政のぐわい発揮

「阪神大震災」発生から、被災地への支援活動が、個人、団体、企業、行政など、幅広く展開している。特に、行政の役割が、これまで以上に注目されている。行政は、被災地への支援活動に、これまで以上に力を入れている。行政の役割は、被災地への支援活動に、これまで以上に注目されている。行政は、被災地への支援活動に、これまで以上に力を入れている。

支援体制は長期戦 復旧には第2ステージへ

民間企業の 申し入れ続々

被災地への支援活動は、個人、団体、企業、行政など、幅広く展開している。特に、行政の役割が、これまで以上に注目されている。行政は、被災地への支援活動に、これまで以上に力を入れている。

体験談

1月23日(月)より長田区西代の蓮池小学校へボーイスカウトの役員として炊き出しに行った。毎日1,500人位の人に味噌汁を作り、大変喜ばれたが出来た味噌汁を入れる容器がなく、使い捨ての容器を回収して使用したが、現地に水がなく夜中に持ち帰り各家庭で洗い翌日持って行って使用した。

具の野菜を切るのも各家庭で翌日分を真夜中に切って、翌日炊き出しに行くメンバーが持って行くこととなる。

テレビ等で報道されたので1月末頃になると沢山の救援物資が届くようになったが、野菜不足が報道されると野菜のみ大量に送られて来るので処置に困り、大根・野菜の漬物を作り備蓄した。

また、避難所間の連絡が悪く、いったん引き取ると他の避難所へ持って行けなく困った。

2月3日には節分の豆撒き(これはNHKで報道された)、四十九日には餅つきをしてうどんを約1,000食提供した。

困ったことは前日にメニューを決め準備していても他のスポットの炊き出しで急きょメニューを変更せざるを得ない時1,000人分以上の分を現地で調理しなければならないので大変だった。

税理士という職業を離れ、炊き出しという作業に従事したことは大変よい勉強になった。手の空いている時は現地で個別に税務相談も受けた。

ただ、子供達にいかに早く勉強の場を

返してやれるのか我々だけではどうしようもないことだったが随分悩んだ。また、現場の先生方の24時間休みのない献身的な活動には頭の下がる思いがした。

炊き出しは4月上旬に被災者グループにバトンタッチしてこのボランティアは終わった。

1995年(平成7年)1月31日 水曜日

復興われら若い世代で

懸命に被災者の声聞き 夜遅くまで奔走

ボランティア 同行



神戸市東灘区にある被災者に物資を供給する学生ボランティア(神戸市東灘区)のメンバーが、被災者の声を聞き、夜遅くまで奔走している。被災者の声を聞き、夜遅くまで奔走している。被災者の声を聞き、夜遅くまで奔走している。

黒焦げ貨幣1億600万円

日銀神戸支店で引き換え



被爆資料全面カット

新設設置の批判に屈し計画縮小

神戸市東灘区にある被災者に物資を供給する学生ボランティア(神戸市東灘区)のメンバーが、被災者の声を聞き、夜遅くまで奔走している。被災者の声を聞き、夜遅くまで奔走している。被災者の声を聞き、夜遅くまで奔走している。

「何かしたい、役立ちたい」



地図を片手に行き先を説明するボランティアの高校生ら (西宮市の阪神甲子園球場)

被災の高校生ら

悲しみ胸にボランティア

物資配布や道案内

[illegible]

混雑バス尻目
海路ガラ空き

神戸—西宮に船便就航

[illegible]

死傷者に挫滅症候群

筋肉圧迫で腎機能悪化

[illegible]

水道局主査が自殺

市 泊り込み復旧作業中

[illegible]

救援物資うれしい悲鳴



民國二十九年九月

人手不足仕分けお手上げ

食料品以外は

当面控えて……

[illegible]

がんばろう

震災関連情報

[illegible]



1 その時行政は

地震発生と同時に被災地域のすべてが空白と化し、行政機関をはじめ、あらゆる生活機能が一瞬にして壊滅・麻痺し混乱を極めた。

とりあえず、その場に居合わせた者だけで応急の対応、対策に当たらざるを得なかった。阪神地区においては、地震に対する対策や危機管理体制が不十分であったことも混乱に拍車をかけた大きな要因と言える。

その状況下において、倒壊した家屋の中に閉じ込められた被災者の救出、避難所での炊事・給水・風呂、倒壊家屋の撤去に従事した自衛隊、全国より馳せ参じ種々の活動をした警察官、そして各自治体の消防・水道その他関係者は、地理も不案内、宿舎も不十分な慣れぬ土地で被災地のために不眠不休で救援活動が行われた。

よく行政は「決断力がない」「対応が悪い」等の言葉を聞くが、地震直後に限っては大混乱の中ある程度やむを得ないであろう。

時が過ぎ、日が経つにつれて、対応に対していろいろな批判や問題点が指摘されているが、これをただ単なる批判に終らせることなく、行政も住民もこの経験を真剣に受け止め、災害対策の指針とすべきである。

1 政府の対応

首相官邸の危機管理能力と、地震発生直後の初動対応の遅れについては批判が多く、特に自衛隊の救援出動が遅かったのではないかという指摘が繰り返し議論された。

災害発生時は、首相官邸には多方面から瞬時に適切な情報が入って、その専門家が判断することができて、自衛隊、消防、警察等の組織には、素早く指揮命令ができるシステム

- 1 その時行政は
- 2 救助活動
- 3 情報収集・広報
- 4 り災証明書
- 5 義援金
- 6 復興に向けて

の構築が必要であったが、今回の震災ではそれらが、うまく機能せずに数多くの教訓を残した。

政府が兵庫県庁内に現地の非常災害対策本部を開設したのは、1月22日であった。

(1月17日の政府の動き)

- 5:46 地震発生。
- 5:55 大阪管区气象台が地震情報第一号 M7.2と発表。
- 8:45 村山首相が「万全の対策を講じる」とのコメントを発表。
- 8:53 五十嵐官房長官が対策本部の設置と小沢国土庁長官の現地入りを表明。
- 9:00 消防庁が同庁長官を本部長とする災害対策本部を設置。
- 9:50 警察庁が死者は22人、負傷者222人と発表。
- 10:00 消防庁が災害ヘリ5機の派遣を決定、他府県にも派遣出動を要請した。
- 10:04 官邸で閣議「非常災害対策本部」の設置を決定。
- 11:00 気象庁が「平成7年兵庫県南部地震」と命名。
- 11:15 国土庁で関係23省庁の連絡会議が始まる。
- 12:07 村山首相が政府、与党首脳会議で「正午現在、死者203人」の報告にエーッと驚く。
- 13:03 野坂建設大臣が現地視察のため、新幹線で出発。
- 14:30 気象庁が同庁長官を本部長に「兵庫県南部地震災害対策本部」を設置。
- 15:07 官邸で開かれた政府の地震対策会議で村山首相が電話で消防庁長官

に「総力をあげて人命救助を」と指示する。

16:00 緊急会見で村山首相は近く現地入りの意向を表明「関東大震災以来最大の都市型災害。人命救助に万全を期したい。」

18:15 小沢国土庁長官が兵庫県庁に到着。

24:00 警察庁は午後11時45分現在、死者1,590人、行方不明者1,017人、負傷者6,334人と発表。

2 地方自治体

被災地の各自治体も風水害や、火災に対する備えはあるが、地震については一部の学者が予測していたにもかかわらず、震度5から6を想定しており、震度7を超える地震を予想した危機管理マニュアルを作成したものはなく指揮命令系統や情報伝達手段で大混乱した。

いずれもが、阪神間でこのような予想をはるかに超えるM7.2という大規模直下型地震が発生した結果、その対応については不十分なもので、震災直後の混乱ぶりは、政府、自治体ともに、日頃からの危機管理体制の確立がいかに必要かを感じさせた。

2 救助活動

死者6,308名(平成7年12月消防庁発表)という。

死者の多くは就寝中に建物の倒壊による圧死であったが、建物の下敷きになりながらも地震発生後から100時間も経過して自衛隊員に救出された人もいたが、早期の組織的な救助活動が必要であった。

直後は近隣の被災者同士が、素手やハンマ

ーやスコップ等の日常生活用品等を利用して救助を行っていたが、コンクリートの塊や大きな木材には人の力では限度があり、ガレキの下から助けを求める声が聞こえるのにどうすることもできなかった。

通行車両の大渋滞のなかを駆けつけた、自衛隊、消防署員、警察が、重機や救助器具を使用しての救助活動を行ない多くの人々が救助された。

消防署、警察署や水道局も施設そのものが被災し、消防署員による消火活動は困難を極めた。

地震直後の自衛隊ヘリコプターからの報告によると、神戸市付近で同時に約20ヶ所から煙が上がっていることが確認されている。

火災現場では防火水槽の水もすぐに途絶えてしまって、海に近いところでは海水を利用した消火活動も、接続したホースの上を車両が通行するため破損して使いものにならず、消火作業よりも、延焼を防ぐのがやっとであった。

地震で倒壊を免がれた家屋も火災で多く焼失した。(神戸市内の火災発生件数は、1月19日までの3日間に280件、焼失面積は100万平方メートルを超えた。)

警察は災害警備本部を設置し、いち早く全国からの派遣要請を得て16,000人体制で救助捜索活動、治安維持、交通管理対策にあたった。

(1月17日の状況)

- 6:15 警察庁、全国の機動隊に出動待機命令。
- 7:14 陸上自衛隊のヘリコプター1機が上空より偵察のため発進。
- 7:58 陸上自衛隊が独自の判断で阪急伊丹駅での人命救助活動を始める。
- 9:00 防衛庁陸上幕僚部が震災対策の作

戦室を開設し、非常勤務体制を発令。

- 10:00 兵庫県知事より電話で、陸上自衛隊に災害派遣要請をした。
- 10:30 NHKのFM放送が全国中継で安否情報を受け付けた。
- 11:20 猪名川町が芦屋市におにぎり6,000個を送る準備を開始した。
- 13:10 陸上自衛隊姫路特科連隊215人が神戸市に到着。
- 13:40 大阪市消防局の10隊50人が神戸市長田区に到着。
- 14:00 陸上自衛隊伊丹普通科連隊の118人が芦屋市に到着。
- 14:30 千葉市消防局のヘリコプター「おとり」が伊丹空港に到着、神戸市消防局の、ヘリポートに向い、救援活動に入る。
- 15:00 福岡県警機動隊127人が陸路、被災地に向かう。
- 17:00 神戸市長田区、兵庫区などの火災延焼、深夜まで続く。
- 17:30 神戸市立西市民病院に閉じ込められた24人を救出。
- 21:20 火災が激しい神戸市長田区に岡山などの10数都市から応援の救急隊が続々と到着。
- 22:30 神戸市立西市民病院に生き埋めになった36人を救出。

3 情報収集・広報

学習院大学の藤竹教授によると、震災情報とは行政、被災者、被災地外の人に対するものに分けられるという。

政府内部でも被災状況の把握が遅くて、国

土庁の被災状況報告に「データーが古すぎる」、「断片情報で全体像が把握できない」などの不満が相次いだ。

自治体の防災計画には「情報収集、伝達広報」の項目はあったが、震災直後から数日間広報活動はできず、芦屋市は1月20日、神戸市は同25日に広報紙の配布、掲示がされた。

消防庁は街頭の拡声器や、各家庭の受信装置で情報を伝える防災無線の設置を奨励していたが、その実施と活用はされなかった。

4 り災証明書

市町は、り災証明書を発行したが、様式や、その内容は市町独自のもので、被災程度の判定をめぐって、数々のトラブルを生じた。

従来は火災時に、火災保険金の請求等に必要とするぐらいであったが、今回の震災では、このり災証明書で証明された被災程度が、震災に関連した税金の控除、義援金、見舞金、保険金の支給、融資条件のすべてにわたって、大きく影響することとなり、その発行請求枚数も多くて行列して発行順の予約を受付けたり、発行期間も限定したので混乱した自治体もあった。

これは、当初なかった被災者救済のための制度ができるまでの間に、他に被災内容を確認、証明するものがなくて、それぞれの制度も家屋の被害程度区分で処置することとなったために生じたものである。

◎り災証明書の内容

全焼・全壊（被害の程度50%以上）

半焼・半壊

（被害の程度20%以上50%未満）

一部損壊（損害の程度20%未満）

5 義援金

義援金は全国各地から、日本赤十字社や自治体に寄せられ平成7年1月25日兵庫県南部地震災害義援金募集委員会が設けられ窓口が一本化された。平成8年6月30日現在で1,768.4千万円になった。

義援金の交付は、死亡者、行方不明者、全半壊所帯に対して三次にわたって配分された。

6 復興に向けて

神戸市は平成7年2月21日被害の甚大であった6地域約221ヘクタールについて復興に向けた「まちづくり案」を発表し、防災公園の新設や、道路の拡幅、建物の共同化を推進している。

その地域は、神戸市東灘区森南地域・灘区JR六甲道駅周辺・中央区三宮西地域・兵庫区松本地域・長田区御営地域・長田区JR新長田鷹取駅周辺である。

また、芦屋市は芦屋西部地区・芦屋中央地区を、西宮市は西宮北口駅北東地区・同南地区・森具地区・段上地区をそれぞれ指定し、震災復興計画が進められている。

行政の復興計画に対し地域内の居住者は、住環境、経済環境の変化、既得権の侵害、減歩等の諸問題が計画推進の阻害要因となり、これらが未解決のため復旧は全く進まず一部仮設の店舗が建築されているに過ぎない。

行政と地元代表の協議により合意点を見つけても、地域住民の同意が得られず、地元の「まちづくり協議会」が二つ以上に別れている市や町もある。

また、土地区画整理や市街地再開発など行

政主導の復興事業からはずれた、いわゆる「白地地区」においても深刻な事態となっている。

その理由は、建築資金力の格差に加えて道路幅の拡張(最低4m)、建ぺい率の問題であるが、地域内に全壊を免れた建物がある場合住民間で条件が異なるので、公道等広い道路に面した場所以外ではなかなか復興は進んでいない。

これらの住民の支援をするため弁護士会を中心とした土業団体等により「阪神・淡路まちづくり支援機構」が設けられた。



体験談

1月20日に申告期限の来る法人税の申告等があったので、交通機関の不通個所が多くあったが、バス・電車等を利用して長時間かけて兵庫県の財務事務所、税務署、区役所へそれぞれ申告書を持参したところ、財務事務所は受付された。税務署は閉鎖され職員不在。区役所は被災者で混雑していた。

区役所は職員が救助活動等に出て不在のため提出されても紛失する恐れがあり受付することを拒否された。申告期限が延長されることは承知であったが、出来れば通常の期限までに提出しようと思っていたので残念であった。

税務署でも受付の職員ぐらひは出勤してほしいと思った。

~~~~~

2月24日ある区役所へ申告書の提出に行くと「今頃申告書を持ってきて迷惑」と胡散臭そうに対応され腹が立った。押し問答のうえ撫然とした態度で受け付けてくれた。

期限延長は最終提出期限の延長であって、早目に提出したものについては気持ちよく受け付けすべきではなかろうか。



- 1 阪神・淡路まちづくり支援機構の設立
- 2 支援機構の組織

## 1 阪神・淡路まちづくり支援機構の設立

平成7年に、日本弁護士連合会の大会において、阪神・淡路大震災の被災者を支援する旨の大会決議がなされた。この決議を大阪弁護士会が受け止め、支援団体の結成を進めてきたが、思うにまかせず時が経過したが、今回、神戸弁護士会が支援機構の事務局の設置に踏み切ったことにより、急速に具体化したものである。

弁護士会より、近畿税理士会などの専門家諸団体、コンサルタントで既に活動されている方、学術専門団体（学会）などに広範な呼びかけを行なったところ、積極的な協力が得られ、今回設立の運びとなった。

被災地においては、土地区画整理法の対象となった地域、及び白地地域とも、行政と住民、また住民相互間の合意ができず、まちづくりは暗礁に乗り上げ、その結果、被災者の住宅再建はできず、深刻な状況に立ち至っている。

この現状を何とか打破し、被災者の住宅再建が一步でも前に進められないものか、地元のまちづくりに関するすべての専門家、学者、また市民で構成される各地の街づくり協議会が一体となって努力したいというのが、本支援機構設立の目的である。

また、来所を待つ相談を受けるという従来の方法ではなく、専門家チームを編成し、地元に入り込んで、いわば、出前方式でまちづくりの案を作っていくこととしている。

全面的ボランティア活動である。ただし、県、市、法律扶助協会等へ費用申請をし、一定の活動費は確保される予定である。

まちづくりの現場においては、すでに今まで住民の努力が重ねられてきたにもかかわ

らず暗礁に乗り上げてきた事案ばかりであるので、専門家諸団体が一体となって、まちづくりの案を作っても簡単に前に進むとは思えない事案が多いと目される。

この点を重々承知でこの問題に関ることとなるので、支援機構の活動期間は、10年ぐらいを要するかも知れないと考えられる。

しかしながら、未曾有の災害に際して、専門家諸団体が被災者支援のためのボランティアに取り組むことは、職業上の責務と自覚して、各団体とも強い意欲で取り組む姿勢を示している。

近畿税理士会においても支援機構の構成団体として、次の委員を派遣するとともに専門家委員46名を任命し積極的に取り組むことにしている。

|          |            |
|----------|------------|
| 運営委員会委員  | 森 金次郎      |
| 事務局委員会次長 | 境 一燦       |
| 〃 主任     | 佐藤 庸安      |
| 〃 委員     | 和田 善弘      |
|          | (基金部会担当)   |
| 〃 〃      | 松枝 明       |
|          | (巡回相談部会担当) |
| 付属研究会研究員 | 佐藤 敏充      |

また、このような専門家諸団体の一体となった支援機構は、全国的に初めてのケースであり、今後各地にも広げていくことが望ましい。その意味でも、本支援機構の活動の成功が望まれているところである。

## 2 支援機構の組織

### ●構成団体等

個人としては、広原盛明、高見沢邦郎、平山洋介、杉原五郎、野崎隆一の各先生。

団体としては神戸弁護士会、大阪弁護士会、近畿税理士会、土地家屋調査士会近畿ブロック協議会、社団法人日本不動産鑑定士協会近畿会、社団法人日本建築家協会近畿支部、近畿建築士会協議会、建築士事務所協会近畿ブロック協議会、近畿司法書士会連合会。

### ●協力団体

社団法人日本建築学会近畿支部、都市住宅学会関西支部

### ●目的

被災住民の主として土地区画整理事業及び市街地再開発事業の都市計画決定区域以外の地域復興、まちづくりについて、各種専門家が支援するとともに、住宅建築についての制度研究・提言をおこない被災地域の復興と発展に寄与すること。



平成8年9月4日  
設立総会で記者発表を行う森会長（右から2人目）

阪神・淡路まちづくり支援機構組織図

